

山梨中央漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要

電子チケット導入と釣り券販売店の設定

新旧対照表

新	旧
山梨中央漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則	山梨中央漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則
第1条～3条 (略)	第1条～3条 (略)
(遊漁料の額及び納付の方法)	
第4条 第3条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で山梨中央漁業協同組合事務所(甲府市下飯田2丁目8番34号)または別表に定める場所において納付するときの遊漁料(表中[前売り]という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中[定価]という。)は次表の通りとする。	第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で山梨中央漁業協同組合事務所(甲府市下飯田2丁目8番34号)または、入漁券販売所中央漁協の幟旗(赤字に白字)の立つ所(表中[前売り]という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中[定価]という。)は次表の通りとする。
表～5 (略)	表～5 (略)
第5条～8条 (略)	第5条～8条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
様式 1- (1) 遊漁承認証 (略)	様式 1 - (1) 遊漁承認証 (略)
様式 1- (2) 共通遊漁承認証 (略)	様式 1 - (2) 共通遊漁承認証 (略)
様式 2 漁場監視員証 (略)	様式 2 漁場監視員証 (略)